



国指定天然記念物「久井の岩海」の雪景色【三原市久井町】(写真提供：藤原敏明様)

ごあいさつ

三原地区保護司会 事務局長 大龍 昭 順



平素は、地区保護司会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当会では、今年度の重点項目に「保護司適任者の安定的確保」と「ICT化の推進」の2点を掲げ、取り組みを進めております。

ております。

1点目の「保護司適任者の安定的確保」では、11月末で3名の方が退任されましたが、12月1日付で新たに3名の方を迎え、定数63名のところ現在64名の在籍があり、充足率101.6パーセントとなっています。

2点目の「ICT化の推進」では、「Web会議システムの導入」「LINEワークスの導入」「ホームページの構築」の3点を計画し、既に「Web会議システムの導入」は完了、11月には東京都大田区の保護司会とZoomでのリモート交換会を実施しました。

今後も個人及び団体と相互に情報交換することや、導入した大型モニターを使い「保護司専用ホームページ“H@（はあと）”」等、ICT関連の研修も予定しています。

「LINEワークス」は、従来の文書通信よりリアルタイムな通信手段で、迅速な情報共有が可能となり、またカレンダー機能を使ったサポートセンターの即時予約ができるようになります。会員への導入開始は2月の予定で、導入推進のための個別の導入支援も計画します。

最後の「ホームページの構築」は次年度に先送りし、令和4年の夏頃をめどに構築の予定です。

共に手を携えて会の活性化と活動の深化につながる「ICT化の推進」を成功させましょう。大事なことは、会員の中で取り残されたと感じられる方が出ないよう細やかな支援を行うことだと考えています。今後とも変わらぬご支援とご協力をお願いいたします。

ごあいさつ

三原市保健福祉部
部長 藤井 宏道



三原地区保護司会の皆様方には、日頃より犯罪及び非行防止活動にひとかたならぬご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため非接触型の活動の導入や感染防止に留意した保護観察の実施など「新しい生活様式」の中で活動を続けていただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

さて、本市では長期総合計画に「安心して快適・安全に住み続けられるまちづくり」を掲げており、その実現に向け三原市再犯防止推進計画を策定し、安心安全なまちづくりに取り組んでいます。

犯罪に至った人の中には、地域の中で孤立している人、制度の狭間に埋もれて支援が行き届いていない人、安定した仕事や住居がない人、障害特性があるがゆえに犯罪に至る人、障害特性に付け込まれて犯罪に巻き込まれる人等が多く見受けられます。このため、推進計画では「犯罪をした人等が地域で孤立する

ことがないよう、関係者との緊密な連携協力」「犯罪をした人の立ち直りのため、関係機関の連携による切れ目のない支援」「社会復帰活動の普及・啓発」を基本目標に位置づけ取り組んでいるところです。

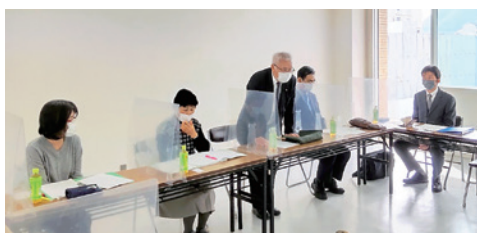
誰もが安心して地域生活を送るためには、再犯防止への取組は必要なことであり、犯罪や非行をした人の抱える問題を踏まえた対応が重要です。行政の力だけで成し遂げることは難しく、地域に暮らす様々な人たちが関わることで成り立つものです。市では現在、地域住民が地域の課題を我が事としてとらえ、全ての住民を対象とした丸ごとの地域づくりに取り組むことで地域共生社会の実現を目指していますが、その取組の一つとして更生保護は重要であります。

保護司会の皆様におかれましては、犯罪や非行をした人の地域社会への受け入れや、その社会復帰の支援、そして再び犯罪や非行に陥るのを防ぐことが出来るよう、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、三原地区保護司会の皆様の更なるご健勝とご活躍を心から祈念いたします。

廿日市地区保護司会がサポセン視察

11月8日、廿日市地区保護司会の渡邊会長以下サポートセンター設立準備委員の5名の方が、私達のサポートセンター視察に来られました。廿日市地区保護司会が近くサポートセンターを立ち上げるために、参考にすることが目的でした。三原地区更生保護サポートセンターの設立時の状況や、現在の運営状況等について説明しました。その後意見交換をしたいへん有意義な会となりました。



三原地区更生保護顕彰式 標語・作文表彰式

11月27日(土)午後、三原リージョンプラザ文化ホールにおいて顕彰式及び表彰式を行いました。



岡田吉弘 三原市長 ご挨拶



坂本和彦 三原警察署長 ご挨拶



結城好一 世羅警察署長 ご挨拶



更生保護功労者



ご挨拶 (山田広島保護観察所長)



青少年健全育成標語表彰者



社会を明るくする運動作文表彰者

広島県更生保護功労者表彰 (敬称略)

法務大臣表彰	分野 達見
中国地方更生保護委員会委員長表彰	是山 宗憲 ・ 原 英順 ・ 兼光 一美 ・ 平田 耕三
中国地方保護司連盟会長表彰	宇田 治徳 ・ 大龍 昭順
広島保護観察所長表彰	渾川 雅子 ・ 西田 榮次 ・ 野々部芳樹 ・ 福場 俊浩
広島保護観察所長感謝状 (家族功労)	井上 文子
広島保護観察所長感謝状	(株)中博建設
広島県保護司会連合会会長表彰	吉田なよ子 ・ 桑木 良典 ・ 古島 弘喜 ・ 深水 純昭

標語および作文 県の入選者 (敬称略)

標語の部	第二中学校 2年	中迫 倫子
作文の部	沼田西小学校 6年	松平 莉奈
	広大附属三原中学校 3年	大地 蓮



満齢退任にあたり

三原3ブロック 天野 英雄



平成9年12月1日に任命された保護司を、令和3年11月末日をもって退任することになりました天野です。4半世紀と長きにわたり広島保護観察所長はじめ、三原地区保護司会長・諸先輩の指導をいただき今日まで保護司の職務を全う出来たこと、心より感謝しております。

24年ぐらい前の事犯は、暴走族事犯が主流でした。目をつぶれば昨日のこのように思い出されます。

現在の事犯数は減少傾向にあるものの、再犯率は増加で苦慮しております。保護観察途中で再犯に出会うと、本人はもとより担当の保護司が自信を失ってしまう危険があると思います。対象者としてしっかり話し合って、信頼関係を取り戻すよう勉強しました。対象者の話をしっかりと聴く耳をもって、再犯が少しでも減少するよう願っています。

最後に三原地区保護司会がますます発展することを心より祈っています。本当にありがとうございました。

退任のご挨拶

三原4ブロック 中山 信弘



私が保護司になった当初は、犯罪件数が多く、一度に5名の対象者を担当したこともありました。対象者は覚醒剤常習者や窃盗罪・性犯罪など様々でした。月2回の来訪と往訪により良好解除になり喜んだのも束の間、再び矯正施設に入所となった事例もありました。このような時は裏切られた思いがしましたが、「たとえ裏

切られても、対象者に寄り添うのが保護司」と語っていた先輩保護司の言葉を思い出しながらの日々でした。

最近では、犯罪者数は減少しているものの、再犯率が高く、その方策として就労支援と居場所づくりが大きな課題となっています。

数年前から県就労支援機構の就労支援員を兼務し、協力雇用主の社長さん方に、対象者の体験就労をお願いしています。

三原地区保護司会・協力雇用主会・更生保護女性会と一緒にいった矯正施設の視察研修や社明大会には元気をいただきました。

今後も三者が強い絆によって、対象者の更生と明るい社会づくりに取り組んでいただくことを心より願っています。

退任保護司

令和3年11月30日付

天野 英雄さん <三原3ブロック>
中山 信弘さん <三原4ブロック>
尾 美 紳一郎さん <三原5ブロック>

長い間たいへんお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

新任保護司 紹介

3名の方を会員にお迎えしました。
これから一緒にがんばりましょう。



平田 勝史さん
(三原2ブロック)



田中 裕規さん
(三原3ブロック)



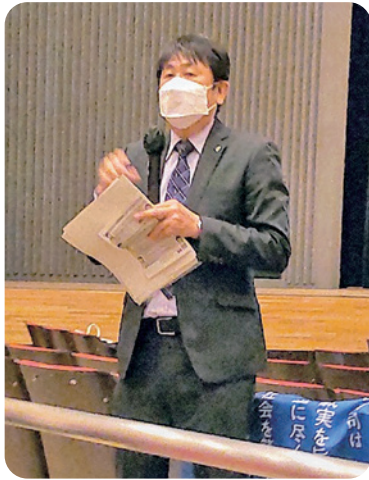
栗原 文夫さん
(久井ブロック)

少年法改正についての 自主研修会

11月27日に広島保護観察所の久保企画調整課長にお越しいただき、本年4月の少年法改正に伴う変更点や留意点について研修しました。

これまで、20歳未満は「少年」の扱いでしたが、成

人年齢が18歳に引き下げられるのに合わせて、新たに成人となる18歳と19歳は「特定少年」と位置づけられます。「特定少年」であっても少年法の保護対象であることは変わりませんが、強盗など刑事処分相当の場合、家裁から検察官に逆送致する事件の対象が拡大されます。そのような対象者を担当した場合は、今までの処遇とは異なる取扱いがあるので、主任官との密なる連絡を図りましょう。



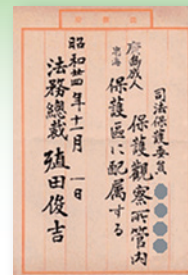
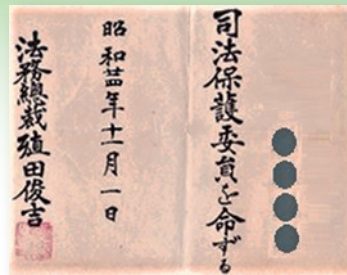
大田区保護司会と リモート交換会を行いました

11月15日に当地区サポートセンターで、東京都大田区保護司会とZoomを使ったリモート交換会を三役レベルで試行的に行いました。

大田区保護司会海老澤会長のビデオによるご挨拶後、双方の参加者の自己紹介を行い、両保護司会の現状と課題について意見交換を行いました。大田区保護司会のICT化推進状況や専門書籍購入、保護司研修の充実等の先進的な活動はたいへん参考になりました。今後もこのような取り組みを継続していく予定です。



コラム 資料館



写真は、昭和24年7月「犯罪者予防更生法」施行直後の委嘱状、配属状及び保護観察のマニュアルです。現在の任命権者は法務大臣ですが、法務総裁という職名や、法務府という名称にも歴史を感じさせられます。

マニュアルである「保護観察読本」はB6版全117ページで、①法律のねらい ②司法保護委員組織の運営 ③ケース・スタディの要諦 ④保護観察の心得 ⑤恩赦の適正な運用 ⑥司法保護団体（更生保護施設）とのつながり の6編で、最後に関連法規となっています。

物資不足の時代を彷彿とさせる製本で、記述内容も現在の懇切丁寧な内容とは全く異なりますが、保護観察報告書、環境調整報告書及びケース・スタディの説明は、現在に通ずるものがあります。

当時の交通手段は徒歩や自転車とバス、通信手段も電話はなく手紙のみ。当然対象者の行動もそれに準じていたとはいえ、どのような処遇を行っていたか、興味があるところです。

翌年の昭和25年5月には「更生緊急保護法」及び「保護司法」が施行され、現在の保護司制度となっております。(F・M)

LINE ワークスで会の活性化を

当会では、「ICT化の推進」の大きな柱として「LINEワークス」の導入を考えています。この導入によって、会員相互の情報交換が密になり、情報共有や意志共有の面で効果的であると考えます。

昨年度、会員を対象に実施したアンケートの結果では、スマートフォンの所有率は92%にも達し、LINEアプリの利用者は77%に達しています。

今回のLINEワークスの導入は、LINEと親和性があり、操作性も大きな相違が無いのでハードルは低いと考えました。

たくさんあるLINEワークスの機能から

- ①チャットツールとしての「トーク」
- ②案内文書などを一斉に通知するのに使う「掲示板」
- ③施設予約などの機能を備えた「カレンダー」
- ④各種アンケートや意見集約に使える「アンケート」
- ⑤会員や関係機関などの連絡先が管理できる「アドレス帳」

などに絞って無料プランで利用することにしていきます。

特に、メッセージの既読確認では既読/未読のメンバー確認ができて便利です。

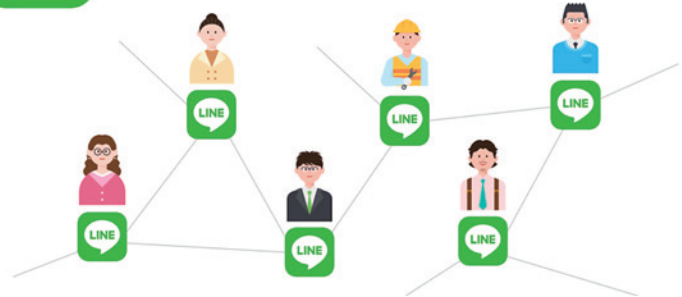
LINEワークスは図のように管理者が許可する人だけが参加できる閉じられたシステムです。退会や端末の紛失の際には、管理者が利用許可を取り消すことや遠隔での情報削除で機密の保持が保たれることも大きなメリットです。

導入にあたっては、会員の理解やそのためのきめ細かなサポートが欠かせないこと。また、利用にあたっては、利用時間を制限することや動画を送信しないこと、ビデオ通話を利用しないこと、対象者の個人情報を扱わないことなどの、ルール作りも大切だと考えています。



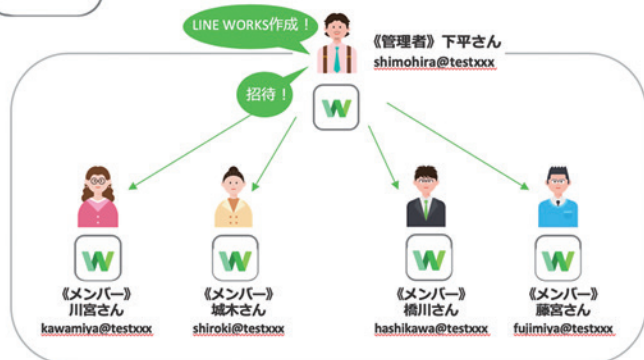
LINE

個人単位でつながるコミュニケーションツール



LINE WORKS

企業、団体全員がつながるコミュニケーションツール



【出典】

©WORKS MOBILE Japan Corp.

「LINE WORKS かんたんマニュアル スマートフォン操作編」

<https://pages.worksmobile.com/rs/227-YJI-053/images/LINEWORKS%20usage%20manual_Mobile_20211124.pdf>

(最終アクセス 2021年12月20日)

編集後記

コロナ禍により活動の多くが制限を余儀なくされる中、顕彰式および標語・作文の表彰式が開催でき、受賞された方や児童・生徒の皆さんの笑顔が見られたのは嬉しい限りです。保護局指導によるICT化の取組と、実施できた行事を主に掲載させていただきました。今号の作成にご協力頂いた皆様、編集部一同感謝申し上げます。 —K. K—

■ お問い合わせ先

**三原地区更生保護
サポートセンター**

〒723-0014

三原市城町3丁目1-1

三原港湾ビル3階 303号室

TEL・FAX **0848-62-5515**

e-mail : mihara-vpo@outlook.jp